

宇情審答申第37号
令和2年9月9日

宇治市長 山本 正 様

宇治市情報公開審査会
会長 原田 大樹

宇治市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年7月13日付け、2宇産観第122号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

公文書部分公開決定（公開請求に係る公文書の内容：JR宇治駅北口、観光センターに寄贈を受け設置した灰皿に関してJTとの接触の際に作成・取得した文書）に係る審査請求についての諮問

答 申

第 1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった公文書に係る部分公開決定において、公開しないこととした情報のうち、担当者及び支店長の氏名については、公開すべきである。

第 2 審査請求の経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

令和 2 年 1 月 2 9 日、審査請求人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「JR 宇治駅北口、観光センターに寄贈を受け設置した灰皿に関して日本たばこ産業（株）（以下「JT」という。）との接触の際に作成・取得した文書」（以下「本件請求」という。）を請求の内容とする公文書公開請求書を提出した。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 審査請求人の公文書公開請求に該当する公文書の特定

実施機関は、本件請求に該当する公文書を、「令和元年 1 0 月 2 5 日付け簡易決裁（灰皿の寄付について）、令和元年 1 2 月 2 3 日付け起案文書（覚書の締結について）、令和元年 1 2 月 2 3 日付け受理文書（寄付申出書）及び令和元年 1 2 月 2 3 日付け起案文書（寄付受納について）」（以下「本件文書」という。）であると特定した。

3 実施機関の決定及び審査請求人への通知

令和 2 年 2 月 1 2 日、実施機関は、本件文書に記録されているものの一部が条例第 6 条第 2 号及び第 3 号の規定に該当するとして、条例第 1 1 条第 1 項の規定により、公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

4 審査請求

令和 2 年 5 月 1 4 日、審査請求人は、本件決定のうち個人の氏名を非公開としたことを不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求の趣旨

1 審査請求の趣旨

条例第 1 1 条第 1 項の規定による公文書の部分公開決定のうち個人の氏名を非公開としたことの取消しを求めるものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

実施機関は公開しないこととした理由を条例第 6 条第 2 号本文に該当するとしたが、ただし書きア及びイに該当するため、公開しないこととした処分は不当である。

WHO たばこ規制枠組条約第 5 条 3 項の実施のためのガイドライン「たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」（以

下「ガイドライン」という。)が実施機関には適用される。

ガイドラインの勧告 2.2 には「たばこ産業との接触が必要な場合には、締約国はかかる接触が透明に行われるようにすべきである。可能な限り接触は、公聴会、接触の公知、当該接触の記録一般開示など、公に行うべきである。」とある。J Tは、たばこ産業である。

部分公開文書はたばこ規制に関する公衆衛生政策の一環として分煙環境整備の策定・実施過程における J Tとの接触の際に作成・取得された文書である。

よって勧告に従い個人の氏名も公にされるべきである。即ち、ただし書き「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。また透明性を保証することが公衆衛生政策をたばこ産業の利益から保護するのであるから、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にも該当する。

また、条例第 6 条第 2 号及び第 3 号において、個人に関する情報と法人等に関する情報をそれぞれ異なる種類の情報として非公開事由を規定している。これらの規定に照らせば、条例においては、法人等を代表するものが職務として行う行為等当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものと解するのが相当である。したがって、法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、同条第 2 号の非公開情報に当たらないと解すべきである。そして、このような情報には、法人等の代表者又はこれに準ずる地位にあるものが当該法人等の職務として行う行為に関する情報のほか、その他の者の行為に関する情報であっても、権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報が含まれると解するのが相当である。(同旨の判例として、最高裁平成 15 年 11 月 11 日判決等)

そして、寄附受納書及び覚書における J T側の氏名及び寄付申出書の申出人の氏名は、J T北関西支社の支社長の氏名が用いられているが、これはあくまでも便宜上のものであり、実際にはこれらの文書の発行、受理・締結は同支社の京都第二支店に所属する者が J Tより与えられた権限に基づいて行った。このことは、宇治市長が送付した感謝状の宛先が京都第二支店の支店長であることから明らかである。

そのため、本件公文書に記載される個人の氏名は、J T担当者及び京都第二支店長が J Tからの権限に基づいて同社のために行った契約の締結等に関する情報であるから、「法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報」というべきであり、条例第 6 条第 2 号本文の個人に関する情報には該当しない。したがって、公開されるべきである。

第 4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

本件請求における非公開部分は、J Tに関する法人の印影及び個人の氏名である。法人の印影は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する

る情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるものである。また、個人の氏名は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報である。

審査請求人は、本件請求における非公開部分のうち個人の氏名について、ガイドラインが実施機関に適用され、ガイドラインの勧告 2.2 に「たばこ産業との接触が必要な場合には、締約国はかかる接触が透明に行われるようにすべきである。可能な限り接触は、公聴会、接触の公知、当該接触の記録一般開示など、公に行うべきである。」とあることから、条例第 6 条第 2 号ただし書きアに該当し、また、透明性を保証することが公衆衛生政策をたばこ産業の利益から保護するのであるから、同号ただし書きイにも該当することから、公開するべきであると主張している。

宇治市情報公開条例逐条解説（以下「逐条解説」という。）によると、条例第 6 条第 2 号ただし書きア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の「法令等」とは、法律及び政令、省令その他の国の行政機関によって制定される命令及び宇治市情報公開条例以外の条例のことであり、ガイドラインは含まない。また、「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味する。

そして、「公にされ、又は公にすることが予定とされている情報」とは、一般に公にされている又は公にすることが予定されている個人情報のことであり、公開しても当該個人のプライバシーを侵害することがないため、非公開情報から除外したものである。「公」とは公開請求の時点で何人でも知り得る状態に置かれているものをいい、限られた少数者だけが知っているような情報は含まない。また、一度公にされた情報であっても、時間の経過により、公開請求の時点において、必ずしも何人でも知り得るような状態でない場合も、これに含まない。

今回審査請求人が公開するべきであると主張する個人の氏名は、法令及び他の条例の規定により公になっているわけでもなく、灰皿の寄贈については J T と本市の間で生じた個別的な事例であるため、「慣行」にも該当しない。そして、個人の氏名は、一般に公にされている情報ではなく、また、今後公にされる情報でもない。このため、審査請求人の主張するガイドライン勧告がただし書きアに該当するとはいえない。

逐条解説によると、条例第 6 条第 2 号ただし書きイ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、本来個人に関する情報として非公開とすべき情報のうち、「人の生命、健康、生活又は財産を保護する」という公益上の理由から特に公開することが必要と認められる情報を非公開情報から除外するものであり、公開しないことにより保護される個人の利益と公開することにより保護される公益とを比較衡量することにより公開・非公開の判断を行うことになる。個人に関する情報として非公開とするべき情報である一民間企業 J T の担当者個人の氏名を公開することで保護される公益性が、個人の権利利益に優越することはないと考える。このため、審査請求人の「透明性を保障することが公衆衛生政策をたばこ産業の利益から保護する」という主張は、ただし書きイに該当するとはいえない。

ない。

なお、ガイドラインには、「たばこ産業との接触は可能な限り一般開示などで公に行うべき」とは記載されているが、個人情報を開示することについて明記されているわけではない。

以上のことから、審査請求人が公開すべきであると主張する個人の氏名は条例第6条第2号本文に該当するが、ただし書きア及びイには該当せず、可能な限りで、たばこ産業であるJTとの接触の際に取得・作成した文書を公開した本件決定は妥当である。

第5 当審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張の内容に基づき、本件決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

本件文書は、実施機関がJTから灰皿の寄贈を受けるに当たり作成及び取得した文書であり、簡易決裁用紙、灰皿寄付について（聞き取り内容等）、覚書（雛型）、寄贈を受けた灰皿のカタログ、メッセージボード事例集、起案用紙、伺い文、覚書、設置場所一覧、受理文書処理票、寄付申出書、評価書、寄付受納書、感謝状及び寄附受納書がある。実施機関は、そのうちの令和元年12月23日付け起案の評価書及び感謝状に記載されている個人の氏名の部分を条例第6条第2号本文に該当するとして、非公開としている。

2 条例第6条第2号本文該当性について

(1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定しており、ただし書アからウまでに該当する場合のみ非公開情報から除外している。

(2) 評価書には、寄贈を受けた灰皿の品名、数量、単価等が記載されており、また、当該評価書の備考欄には、実施機関が評価書を作成するに当たり、寄贈を受ける灰皿の品名、価格等をJTの誰から聞き取ったのかという情報が記載されている。そして、実施機関は備考欄に記載されている情報のうち個人の氏名を条例第6条第2号本文に該当するとし、非公開としている。

当審査会が評価書を実際に見分したところ、備考欄に記載されている個人の氏名の部分には、JTの担当者の氏が記載されていた。

担当者の氏の情報は、個人に関する情報には該当すると認められるが、本件においては、氏のみでは個人を特定することができず、また、公文書から担当者がJTのどこに勤務しているのかまでは分からないことから、他の情報と照合することにより個人を特定することができるとまではいえない。したがって、条例第6条第2

号本文に該当しないことから評価書に記載されている個人の氏名は公開すべきである。

- (3) 感謝状には、感謝状の宛名に支店長の氏名が記載されており、その情報は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であると認められる。

しかし、最高裁判所平成10年（行ヒ）第54号「公文書非公開決定処分取消請求事件」平成15年11月11日判決は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）の代表者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、個人に関する情報として非公開事由が規定されていると解するべきではなく、法人等に関する情報として非公開事由が規定されていると解するのが相当であると判示している。

そして、実施機関がJTに感謝状を贈呈することは、JTから灰皿の寄贈を受けたことによるものであり、感謝状の宛名に記載された支店長の氏名は、法人等の代表者若しくはこれに準ずる地位にある者が、当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であるといえる。

そのため、支店長の氏名については、条例第6条第2号本文の非公開事由には該当せず、条例同条第3号本文の非公開事由に該当するかを検討する必要がある。

3 支店長の氏名の条例第6条第3号本文該当性について

- (1) 条例第6条第3号本文は、「法人（本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められるもの。」を非公開情報と規定しており、ただし書アからイまでに該当する場合のみ非公開情報から除外している。

- (2) 実施機関に確認したところ、支店長の氏名については、感謝状の贈呈式が地元の新聞記事に掲載され、そこには、贈呈式に出席した支店長の氏名も掲載されているとのことである。また、感謝状の宛名である支店長の氏名は、公開しても当該法人の競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害するとはいえない。したがって、条例第6条第3号本文に該当しないことから感謝状に記載されている支店長の氏名は公開すべきである。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件審査請求の経過

年 月 日	経 過
令和2年 1月29日	公文書公開請求
令和2年 2月12日	公文書部分公開決定
令和2年 5月14日	公文書部分公開決定に対する審査請求
令和2年 7月13日	情報公開審査会諮問
	実施機関から意見書收受
令和2年 7月27日	審査請求人から意見書收受
	実施機関から意見聴取（令和2年度第1回審査会）
	審議（令和2年度第1回審査会）
令和2年 8月25日	審議（令和2年度第2回審査会）
令和2年 9月 9日	答申